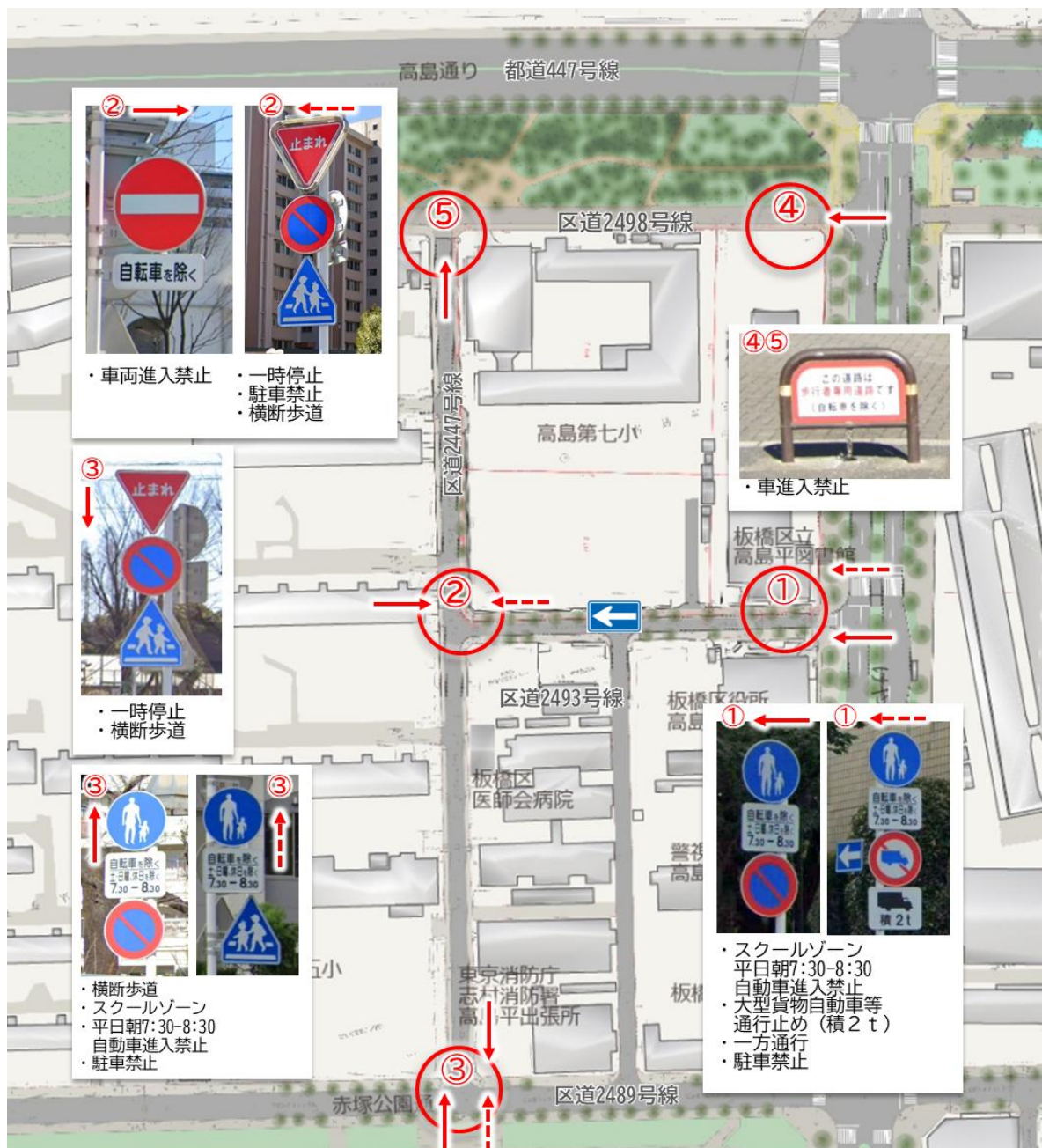


区画道路 1 号の検討について

<前提条件>

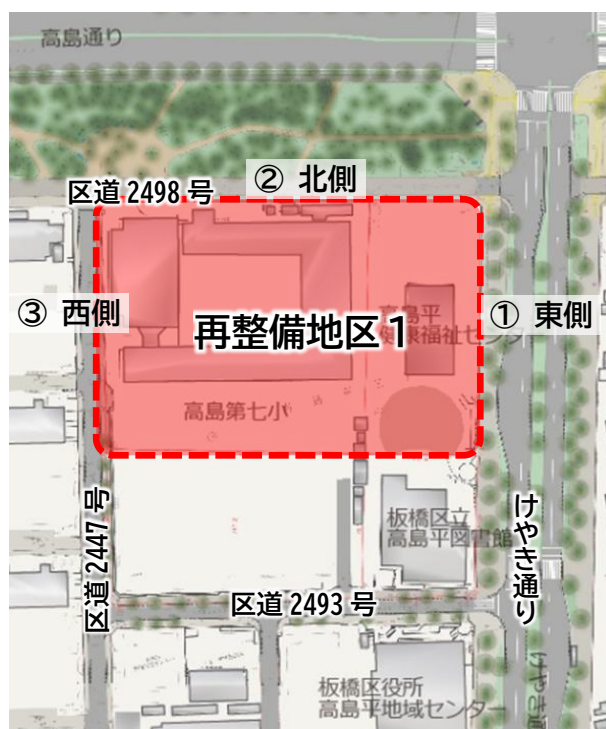
- 区道 2447 号線および区道 2493 号線はスクールゾーンに指定されており、平日朝 7:30-8:30 は自動車進入禁止となっている。
- 区道 2498 号線は交通規制がかかっていないが、車止めで物理的に自動車の進入を止めているため、実態は自転車や歩行者の通行の用に供している。



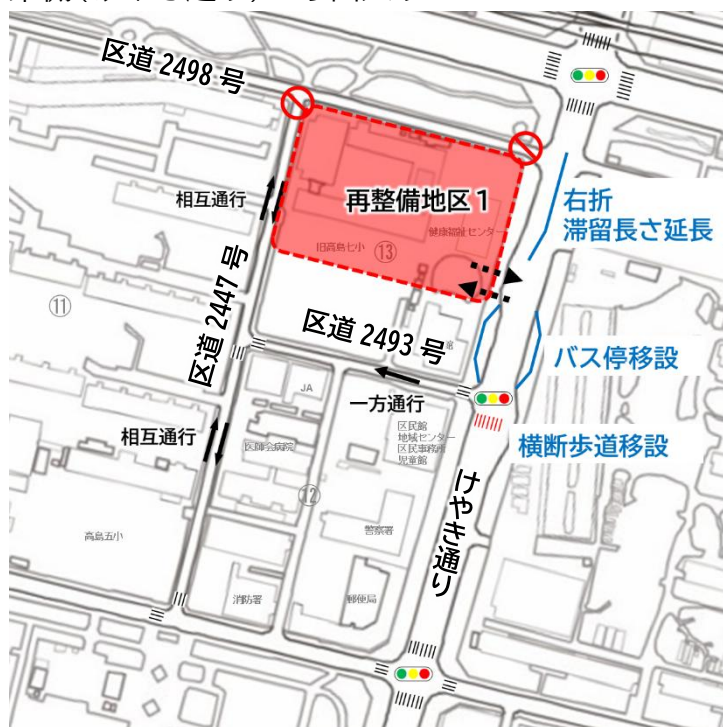
1 再整備地区の交通ネットワークのパターン検証

(1) 区画道路1号(区道2447号)を高島通りに接続させない場合

- 再整備地区1については、南側区道(区道2493号線)と直接接していないため、以下で示す①から③のパターンで自動車の出入りを検証する。

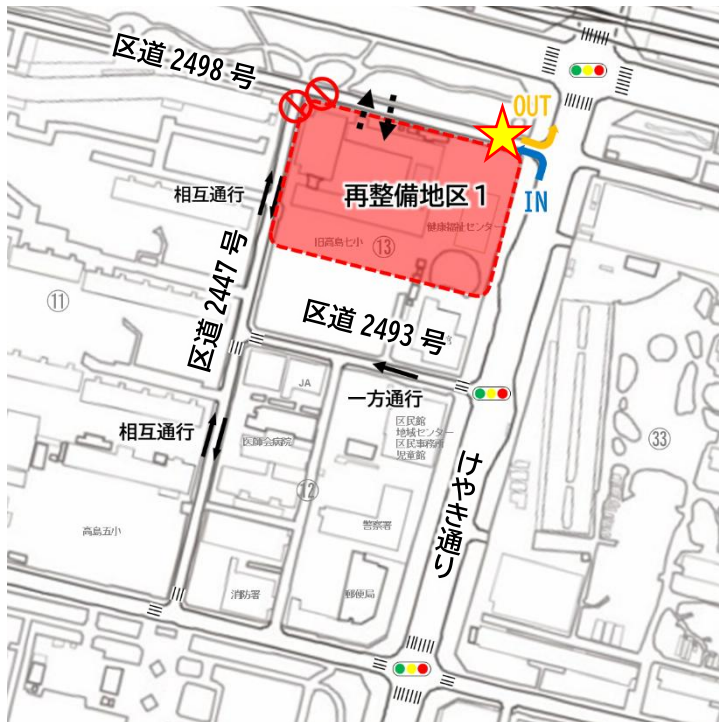


① 東側(けやき通り)から出入り



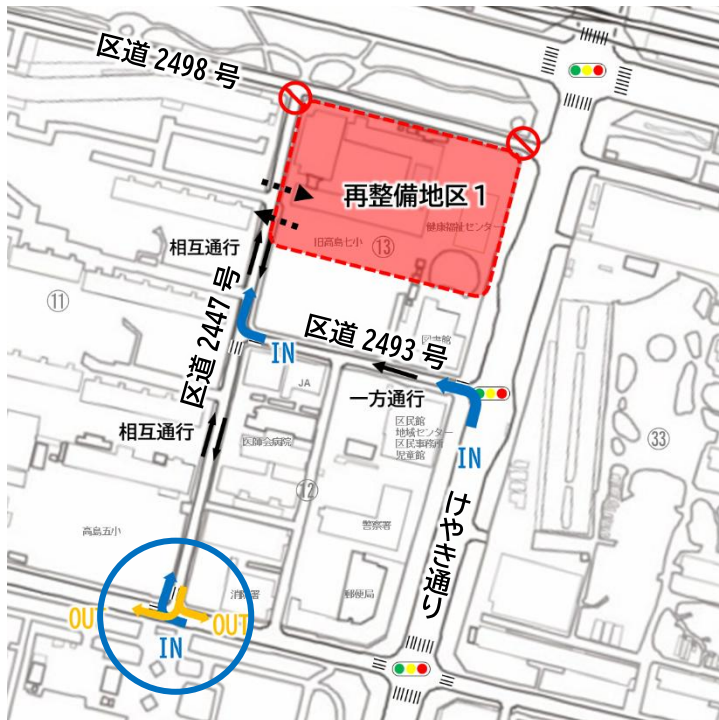
- けやき通りの歩道に自動車が乗り入れることになり、歩行者・自転車交通量も多いため、安全性が損なわれる。
- また、バスベイや横断歩道の移設、板橋区景観計画における景観重要公共施設に指定されている「けやき並木」の一部伐採などが必要になり、影響が大きい。

② 北側(区道 2498 号線)から出入り



- けやき通りの歩道を横断(上図 星印)する自動車が増え、歩行者・自転車交通量も多いけやき通りの安全性が損なわれる。
- また、区道 2498 号線は、物理的に自動車が入れない状態となっているため、自動車の通行が可能となることで歩行者や自転車の安全性は低下する。

③ 西側(区道 2447 号線)から出入り



- 南側の区道 2493 号線が西側方向への一方通行となっているため、再整備地区から出庫する自動車は原則全てが高島第五小学校前の交差点を通過することになる。
- このため、同交差点の自動車交通量が増加し、歩行者等の安全性が低下する。
- 同交差点は高島第五小学校の通学路である。

(2) 区画道路1号(区道2447号)を高島通りへ接続させる場合

※出入りは西側(区道2447号線)を想定



- 項番1の①～③と比較すると、以下の点で優位になる。
 - ・ けやき通りの歩道を横断する自動車交通量を分散させることが可能
 - ・ けやき通りの「けやき並木」を伐採する必要がない(①のみ)
 - ・ けやき通りのバスベイの移設が必要ない(①のみ)
 - ・ 高島第五小学校前の交差点を通過する自動車交通量の分散が可能
 - ・ 高島通りからのアプローチが最短となる
 - ・ けやき通りの自動車交通量の増加を一定程度抑制できる
- ただし、以下の点が懸念される。
 - ・ 区画道路1号(区道2447号)の延伸部と区道2498号線が十字路となるため、区道2498号線及び高島平緑地を通行する歩行者等の安全性が低下することが想定され、安全対策を講じる必要がある。
 - ・ 緑地内の樹木の移植・伐採が生じる